６こ第３２９５号
令和７年１月９日

福島県医師会長　　様
福島県産婦人科医会長　様
福島県小児科医会長　　様
福島県助産師会長　　様

福島県子育て支援課長
（　公　印　省　略　）

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について（通知）

このことについて、こども家庭庁成育局母子保健課長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、内容を御確認いただき、関係機関への周知等について御協力お願いいたします。

（事務担当　保健技師　先崎友理江　電話024-521-8205）

こ 成 母 第 792 号
令 和 6 年 12 月 27 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本小児保健協会
公益社団法人日本小児科学会
公益社団法人日本小児科医会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本助産師会

御中

こども家庭庁成育局母子保健課長
（　公　印　省　略　）

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年１月 29 日雇児母発第 0129002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところです。

小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬が初めて保険適用されたことや新生児聴覚検査の確認検査でリファー（要再検）になった場合、生後３週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていることから、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令として、母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を改正したことを踏まえ、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和７年４月１日から適用することといたしました。主な改正の内容は下記のとおりです。

ついては、本通知の内容を御了知の上、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

なお、各自治体に対しても、別添のとおり、周知しておりますので御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

改正の内容

- 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファー（要再検）となった児やフォローが必要な児とその保護者に対する適切な指導やフォローを行うこと。特に確認検査でリファー（要再検）であった場合、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査の実施状況を確認し、必要に応じた指導やフォローを行う旨を追記したこと。
- リファー（要再検）となった児の保護者に対するロードマップの作成に当たっては、平成 31 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」を参考にすることとお示ししていたが、この手引書については近年の新たな知見を踏まえておらず、記述を削除したこと。
- 別添１「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、精密検査は、先天性サイトメガロウイルス感染症の尿核酸検査が陽性の場合は２か月以内、陰性の場合は遅くとも生後３か月以内を目途に実施することが望ましい旨を追記したこと。